

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

一 妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする
母子健康手帳アプリの導入を求める。

(一) 子育てアプリ導入の進捗状況と利用できる
サービスの詳細について

【要旨】

保護者の多様なニーズに応え、子育ての不安を軽減するため、複雑化する子どもの予防接種スケジュールを適切に管理できる予防接種ナビの導入の提案や、妊娠期からの子育てに関する情報発信の充実を求めてきた。それに対し、区は子育てアプリの導入について、具体的な検討を進めていると答弁している。

そこで、このアプリ導入の進捗状況と利用できるサービスの詳細について伺う。

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

一(一)

初めに、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする母子健康手帳アプリの導入を求めるとのご質問にお答えいたします。

まず、子育てアプリ導入の進捗状況と利用できるサービスについてです。

現在、区では、子育てモバイルサービスの導入に向けて準備を進めており、本年三月下旬にウェブサービスとして利用を開始した後、

秋頃には、アプリ化を予定しています。

利用できるサービスについては、乳幼児の生年月日などを登録すると、個別の予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日の前後に確認メールを送信する機能を導入いたします。

【次ページに続く】

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

【前ページから続く】

この機能を活用することで、

予防接種の管理が容易に行えるところに、
接種忘れの防止などが図られます。

あわせて、子育て応援サイト「きたハピ」の
機能を拡充して、

区からの情報提供を行うページや、

目的別・年齢別に情報を探すことができるページの
充実などを図り、

子育て情報や、区からのお知らせなどを、

効果的・効率的に配信していきます。

簡単に使いやすい

予防接種スケジュール機能を提供することで、

子育てモバイルサービスの高い利用率が
期待できると考えています。

なお、詳細につきましては、本定例会の

所管委員会においてご報告をさせていただきます。

小田 切 かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

一 妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする母子健康手帳アプリの導入を求める。

(二) 北区が導入を進めている子育てアプリと併せ、早急に「母子健康手帳アプリ」を導入すべきと考えるが区の見解を問う。

小田 切 かずのぶ

公明

個人

五

一 (二)

次に、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする母子健康手帳アプリの導入を求めるとのご質問にお答えいたします。

母子健康手帳アプリを導入している自治体では、母子健康手帳と、このアプリを併せて活用しており、子どもの成長の記録の管理のほか、成長時期に合わせた子育てに関する情報や乳幼児健診、予防接種の案内等を発信する機能があり子育て支援に繋がっています。

区では、導入に向けて準備を進めている、子育てモバイルサービスの中で、乳幼児健診、予防接種の案内、子育て情報などを配信する予定ですので、まずは、この子育てモバイルサービスの活用を促進し、一層の子育て支援に繋がてまいりたいと存じます。

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

二 区立小・中学校の理科教育等設備の整備推進を

【要旨】

北区は理科教育の充実に取り組んでいる。しかしながら、理科教室の観察・実験器具の老朽化が進んでいると聞いている。国は理科教育等の設備整備に要する経費の二分の一を補助している。区立小中学校の理科教育等のための設備を総点検し、積極的に整備すべきである。

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

二

私からは、「区立小・中学校の理科教育等設備の整備推進を」についてお答えします。

理科教育等設備の整備については、

国の理科教育設備整備費等補助金を活用し、

毎年小学校では八校、

中学校では四校程度を対象に、

計画的に設備の充実を図っています。

導入する機器については、

各学校の意向に基づき選定しています。

子どもたちが、観察実験を通して、

基本的な知識や技能を確実に習得し、

興味関心をもって科学的に問題解決できるように、

理科教育等の設備の整備を進めてまいります。

小田切かずのぶ

公 明

個 人

五

三 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために
(一) 新たな住宅セーフティネット制度で空き家の活用を

【要 旨】

公明党は、高齢者らに安定的な住宅の提供を目指す「住宅セーフティネット法」の成立に尽力してきた。

この秋から実施予定の新たな住宅セーフティネット制度を活用すれば、空き家の利活用を促し、高齢者や子育て世帯への支援にもなる。

居住支援協議会の設立に向けた英断を求める

新たな制度が実施され、居住支援協議会が機能すれば、住み慣れた地域で安心して暮らせる取り組みが推進されると考えるが、区の見解は

小田切かずのぶ

公明

個人

五

三(一)

次に、誰もが住み慣れた地域で、

安心して暮らすために、のご質問にお答えします。

はじめに、新たな住宅セーフティネット制度で

空き家の活用を、についてです。

現在、区では、

東京都居住支援協議会へオブザーバーとして参加し、

施策の先進事例や、現時点における課題などの

情報収集に努めているところですが、

居住支援協議会の設置につきましては、

入居物件の確保や保証人の確保等(とう)が

困難な方への対応など、課題もあると捉えております。

来年度、新たに創設される、

住宅セーフティネット制度では、

空き家の活用やNPO団体の参画など、

施策が拡充されると聞いております。

(後頁へ続く)

小田切かずのぶ

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

また、機能的にも、

住宅確保要配慮者に支援を行うことで、

安心して暮らせる住宅の確保を推進する

有効な取り組みであり、

区としましては、今後、国の動向を見据え、

引き続き、東京都や居住支援協議会が

設置されている他区の状況を把握するとともに、

調査研究してまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

三 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために
(二) 被災者生活再建支援システムの構築について

【要旨】

○「京大方式」の被災者生活再建支援システムを導入
することとした理由は何か。

○大規模災害時に円滑に罹災証明書を発行するための
システム運用面の課題は何か。

○被災者台帳の整備・運用による被災者の生活再建支
援について、どのように考えているか。

【西宮方式】(被災者支援システム) *

- ・阪神大震災(1995年)を経験した兵庫県西宮市において開発されたシステム。*
- ・地方公共団体情報システム機構(地方公共団体に対して情報システムに関する支援)を通じて、無償提供されている。*
- ・全国での導入状況は公表されていない。*
- ・「罹災証明の発行」に重点が置かれたシステム。仮設住宅管理など特徴的な機能を有する。*

【京大方式】(被災者生活再建支援システム) *

- ・京都大学、新潟大学、東京都、豊島区、NTT東日本等による産学官連携で共同開発されたシステム。*
- ・新潟県中越沖地震(2007年)で効果を発揮。*
- ・住家被害認定調査から罹災証明発行、被災者台帳管理といった災害時の被災者支援に係わる業務全般を網羅。「罹災証明の発行」業務も一層迅速化が図られている。*
- ・23区では12区が本システムを導入済み。熊本地震でも採用される。

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

三(二)

次に、被災者生活再建支援システムの構築について、
お答えします。

はじめに、西宮方式ではなく、
京大方式を採用する理由についてです。

熊本地震の教訓から、東京都と都内区市町村は、
昨年十一月に「東京都被災者生活再建システム
利用協議会」を設置し、都内全域での速やかな
罹災証明書の発行態勢の整備を図ることとしました。

この際、都内の区市町村が同一システムを
採用することにより、被災の程度に応じて、
区市町村間で機器の貸し借りを可能にしたり、
発行業務を標準化することで、
被害認定のバラツキを抑え
公平・公正な業務を実施すること、
職員の応援を容易にすることなど、

【次頁に続く】

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

【前頁から続き】

スケールメリットを最大限活かした運用を図ることを協議会の方針としています。

京大方式は、東京都が京都大学と共同開発し、都内自治体のほとんどが採用していることから、本区も京大方式を採用することとしました。

つぎに、システム運用面の課題について、お答えします。

首都直下地震等が生じた場合には、区内における罹災証明書発行件数は、優に一万を超える数になると想定しています。

迅速かつ円滑な罹災証明書の発行には、多くの世帯を対象とした

証明書発行に適した会場の選定や、発行事務にあたる職員の確保、家屋被害認定調査の相談態勢の構築など、

【次頁に続く】

小田切 和信

公 明

個 人

五

【前頁から続き】

多くの課題があると認識しています。

そのため、システムの導入を進めながら、

運用面の課題の検討を整理するとともに、

協議会による発行業務の標準化に基づいて、

職員の研修や訓練を進めていきます。

つぎに、被災者台帳の整備について、お答えします。

被災者の生活再建業務には、

支援金の交付をはじめ、

税や各種保険料等の減免など、

庁内の多くの部署に渡る業務があり、

災害時にあっても、これらを混乱なく、

一元管理することが求められます。

導入する被災者生活再建支援システムでは、

被災者台帳管理機能を備えているため、

その活用について検討を進めていきます。

小田切 和信

公明

個人

五

三 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために
(三) 感震ブレイカーの無料配布について

【要旨】

○不燃化特区に感震ブレイカーを配布する決断をした理由は何か。

○感震ブレイカーの設置を契機に防災・減災はもとより、防災まちづくりの観点から今後の取組みや課題をどのように認識しているか。

○国の示した感震ブレイカーの普及率目標二十五パーセントの達成で満足するのか。設置を希望する世帯が目標数を超えても速やかに配布するべきと考えるが区の見解はいかがか。

小田切 和信

公 明

個 人

五

三(三)

次に、感震ブレーカーの無料配布について、お答えします。

はじめに、感震ブレーカーを

不燃化特区に配布することとした理由についてです。

区では、密集市街地の改善を加速するため、

不燃化特区の指定を受け、取り組みを進めてきました。

平成二十七年三月に閣議決定された

「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、

特に延焼のおそれのある密集市街地において、

感震ブレーカーの普及を加速化させることが

位置付けられました。

これらを踏まえ、ハード・ソフトの両面から

対策を進めることで、地震水害に強い安全・安心な

北区の実現を一層確かなものとするため、

感震ブレーカーの無料配布を決断しました。

【次頁に続く】

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

【前頁から続き】

つぎに、防災・減災、防災まちづくりの観点からの今後の取組みや課題について、お答えします。

感震ブレーカーは、

大規模な災害時に多発する通電火災に対して、出火のリスクを低減させる対策として、大きな効果があるものと考えています。

一方、密集市街地の改善という大きな課題には、地域の根本的な防災性の向上が求められ、建物の耐震化や不燃化の促進、延焼遮断帯や避難経路の確保等の面的なまちづくり事業などを引き続き、重点的に取り組む必要があると考えています。

さいごに、普及率の目標や、それを上回る要望への対応について、お答えします。

【次頁に続く】

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

【前頁から続き】

国が定めた普及率の目標は二十五パーセントであり、二十三区で先行して事業着手した区においても、必ずしも実績が伸びていない状況もあることから、先ずは目標を確実に達成できるよう取り組んでいきます。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

(質問の事項及び要旨)

- 三 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために
- (四) 路面下空洞調査を定期的、継続的に実施すべき
- ア 路面下空洞化調査を地域防災計画に反映すべき

【要旨】

東京都地域防災計画には「路面下空洞化調査などによる道路の維持管理の着実な実施」と掲載されており、他区でも同様に防災計画に反映させている。北区も路面下空洞調査を地域防災計画に反映すべきと考えるが如何か。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

三(四)ア

次に、路面下空洞調査を定期的、

継続的に実施すべきとの質問に順次お答えします。

まず、路面下空洞調査を

地域防災計画に反映すべきとの質問についてです。

区では、北区基本計画二〇一五において

五年に一回、

路面下空洞調査を実施していく事を明記しております。

また、今回策定する

公共施設総合管理計画においても

路面下空洞調査を位置づけてまいります。

更に、今後、北区地域防災計画の改定の際にも、

位置づけてまいります。

小田切 かずのぶ	公 明	個 人	五
----------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

- 三 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために
- (四) 路面下空洞調査を定期的、継続的に実施すべき
- イ 災害時に重要な施設周辺は毎年調査すべき

【要旨】

平成二十八年六月の建設委員会で路面下空洞化調査結果が報告されており、五年に一回程度計画的に調査していく必要がある。空洞の原因は下水道によるものが多いこと、また空洞化の箇所は区内全体にちりばめられているとのことであった。そこで空洞の異常個所が特定の地域でないのであれば、緊急避難場所や避難所、災害時に重要な役割を持つ施設周辺の路面に関しては毎年調査すべきと考えるが如何か。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

三(四)イ

次に、災害時に重要な施設周辺は毎年調査すべきとの質問についてです。

路面下空洞調査は、

第一次調査で原則四・五メートル以上の

区内全域の区道を調査し、

空洞の可能性がある箇所について、

第二次調査としてスコープによる

空洞確認を実施しております。

この調査結果を基に、

道路を開削して、原因を特定してまいります。

区に起因するものや原因者が不明な場合は、

区が対策工事を実施しております。

【次ページに続く】

小田切 かずのぶ	公 明	個 人	五
----------	-----	-----	---

【前頁より続く】

調査から対策工事まで、

概ね三年程度の時間を要しますので、

その後の経過観察を含めますと、

五年サイクルが適切と考えております。

また、路面の落ち込み等が発見された場合は、

随時対応しております。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

(質問の事項及び要旨)

- 三 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために
- (四) 路面下空洞調査を定期的、継続的に実施すべき
- ウ 区民に、この調査の周知を図ること

【要旨】

北区のような規模（探査車両が入る区道すべてを調査）を一度に調査したのは二十三区でも珍しい。この取り組みを区民に広く知らせるべきと考えるが如何か。

小田切 かずのぶ	公 明	個 人	五
----------	-----	-----	---

三(四)ウ

次に、区民にこの調査を周知すべきとの質問です。路面下の空洞調査や対策工事の実施にあたっては沿道の方々に周知を図り、協力を頂きながら対処しております。

昨年、博多駅前の

地下鉄工事現場の道路陥没が発生し、道路交通に大きな支障を与えました。

区としましては、区民の皆さまに、安心して道路を通行していただくために、路面下空洞調査を定期的に実施している旨を北区のホームページ等へ掲載してまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

四 地域の諸課題について

(一) 十条地区のまちづくりについて

ア 十条地区で行われている事業、予定されている事業の必要性についてお答えを

【要旨】

十条地区は、再開発事業や連立事業、補助七十三号線、補助八十五号線の拡幅予定と様々な事業が混在。十条駅周辺は、無秩序に木造住宅が立ち並び、屈折した狭あい道路を抱えた木造住宅密集地域。少子化と高齢化が際立つ。十条駅西地区の火災危険度、総合危険度ともランク四から五。首都直下地震の逼迫性がある中、現在の住民、次の世代の住民である子どもたち孫たちの命を守るため、災害に強いまちづくりを進めなくてはならない。

小田切 和信

公 明

個 人

五

四(一)ア

次に、地域の諸課題についての
ご質問にお答えします。

はじめに、十条地区のまちづくりについてのうち、
事業の必要性についてです。

十条地区は、ご紹介のとおり、木造住宅が密集し、
震災時には甚大な被害が想定されており、
鉄道による地域分断や駅周辺の歩行空間の不足、
幹線道路等(とう)の未整備など、
多くの課題を抱えております。

このため、区は、これまで、
東京都の防災都市づくり推進計画に基づき、
新たな防火規制の区域の指定や
都市防災不燃化促進事業、
木造住宅密集地域整備事業などに
取り組んでまいりました。

(後頁へ続く)

小田切 和信

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

平成二十五年からは、燃えないまち・

燃え広がらないまちの実現を目指す

不燃化特区における事業にも取り組み、

東京都は、平成二十七年から特定整備路線・

補助七十三号線の事業を進めております。

補助七十三号線は、

延焼遮断機能の向上や緊急避難路、

救援活動のための空間確保など、

木造密集地域の防災性を向上させるうえで、

大変重要な道路であり、区では、道路沿道において、

都市防災不燃化促進事業を導入しております。

今後は、踏切事故や交通渋滞が解消され、

まちの活性化が進められる

東京都が事業主体の連続立体交差事業や、

延焼遮断機能の早期発揮、

(後頁へ続く)

小 田 切 和 信

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

回遊性・交流機能の向上、

景観機能の向上などに寄与する

東京都が事業主体の都市計画道路・補助八十五号線、

さらに、駅前広場や道路の整備、

防災性の高い施設整備により、

生活拠点の形成や良質な住環境を創出する

組合施行の西口再開発などの

事業が予定されています。

区といたしましては、引き続き、東京都や

再開発組合などと連携を図りながら

次世代を見据えた安全・安心な

十条地区のまちづくりを着実に進めてまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

四 地域の諸課題について

(一) 十条地区のまちづくりについて

イ 十条地区商店街まちづくり連絡会から出てい
る様々な要望に対し、区は真摯に耳を傾け対応
すべき、区の今後の対応を伺う

【要旨】

十条地区は、再開発事業や連立事業、補助七十三号
線、補助八十五号線の拡幅予定と様々な事業が混在。
十条駅周辺は、無秩序に木造住宅が立ち並び、屈折し
た狭あい道路を抱えた木造住宅密集地域。少子化と高
齢化が際立つ。十条駅西地区の火災危険度、総合危険
度ともランク四から五。首都直下地震の逼迫性がある
中、現在の住民、次の世代の住民である子どもたち孫
たちの命を守るため、災害に強いまちづくりを進めな
くてはならない。

小田切 和信

公 明

個 人

五

四(一)イ

次に、十条地区商店街まちづくり連絡会
についてです。

十条地区商店街まちづくり連絡会は、
十条銀座商店街など、駅周辺の五つの商店街が
十条のまちづくりについて、意見交換を行い、
昨年六月には、五つの商店街の代表者から
区に対し、補助七十三号線の計画見直しや、
補助八十五号線の都市計画の一部変更等(とう)について
要望書が提出されています。

区といたしましては、地域に密着した商店街は、
にぎわいを形成する上でも、
大変貴重な地域資源であると認識しております。

今後とも、意見交換をしながら
都市計画道路に対する情報を提供させていただき、
要望書の中で実現可能なものについては、
検討を進めてまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

四 地域の諸課題について

(一) 十条地区のまちづくりについて

ウ 補助七三号線及び十条西口地区都区共同相談
窓口を広報すべき、区の見解を伺う

エ 権利者の方々の不安には誠実に丁寧に対応する
ることを要望

【要旨】

十条地区は、再開発事業や連立事業、補助七三号線、補助八十五号線の拡幅予定と様々な事業が混在。十条駅周辺は、無秩序に木造住宅が立ち並び、屈折した狭あい道路を抱えた木造住宅密集地域。少子化と高齢化が際立つ。十条駅西地区の火災危険度、総合危険度ともランク四から五。首都直下地震の逼迫性がある中、現在の住民、次の世代の住民である子どもたち孫たちの命を守るため、災害に強いまちづくりを進めなくてはならない。

小田切 和信

公 明

個 人

五

四(一)ウ、エ

次に、都区共同相談窓口についてです。

平成二十七年六月から

十条駅西口再開発相談事務所内に

東京都が事業主体の

特定整備路線・補助七十三号線と

区が取組む不燃化特区、「十条駅西地区」について、

都区共同相談窓口を開設しております。

補助七十三号線では、移転先の物件情報の提供、

生活再建のプランや税金にかんする相談を、

「十条駅西地区」では、建替え助成や

専門家派遣制度の紹介を

関係権利者の皆さまを対象に、行っております。

区といたしましては、開設以来、東京都とともに、

適宜、相談窓口の周知を図ってまいりましたが、

一人でも多くの方のご心配・ご不安を取り除けるよう、

(後頁へ続く)

(答 弁 案)

十 条 ・ 王 子 ま ち づ ぐ り 推 進 担 当 部 十 条 ま ち づ ぐ り 担 当 課

小 田 切 和 信

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

改めて案内チラシを配布するとともに、

今後も関係権利者の皆さまの気持ちに寄り添い、

真摯かつ、丁寧な対応を行ってまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

四 地域の諸課題について

(一) 十条地区のまちづくりについて
才 鉄道付属街路がなぜ必要なのか、立体化の構造に関わらず作るのか、明確なお答えを

【要旨】

十条駅付近連続立体交差化事業の鉄道付属街路に関し伺う。平成二十七年の十条まちづくり特別委員会で確認したが、改めて伺う。一部の住民の方は、埼京線が高架化ではなく地下化になった場合に、この鉄道付属街路をつくらなくていいと認識している。

小田切 和信

公 明

個 人

五

四（一）オ

次に、鉄道付属街路についてです。

十条駅付近の連続立体交差化計画に

併せて計画した鉄道付属街路は、

駅などへのアクセスの向上や

消防活動困難区域の解消など、

地域の利便性や防災性の向上を目的として

区が都市計画決定し、事業化いたします。

連続立体交差事業に併せて、

高架の工事中には、仮線用地として活用しますが、

地下化であった場合でも、

十条のまちづくりに取りまして、

極めて重要な道路であるため、

構造形式にかかわらず整備をしております。

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

四 地域の諸課題について

(二) 西が丘、赤羽西地域の交通対策について

ア 西が丘、赤羽西地域のコミュニティバス導入を含む交通対策の強化を求める

イ 新規路線が導入されない理由は何か

ウ 採算性が導入を阻んでいるなら現行料金を見直し試算もすべき。

【要旨】

昨年三月十六日に国際興業バス赤羽発王子行がトレンを通るルートに変更された。西が丘一、二丁目、赤羽西二〜四丁目は高低差が厳しく、商店も近くに少ないため、高齢者や障がい者のバス利用は不可欠である。二百メートルのバス停移動は高齢者や障がい者にとっては過大な負担である。西が丘、赤羽西地域のコミュニティバスを含む交通対策の強化を求める。新規路線が導入されない理由は何か。採算性が導入を阻んでいるなら現行料金を見直し試算もすべきだ。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

四(二) ア・イ・ウ

次に、西が丘、赤羽西地域の交通対策についてお答えします。

コミュニティバスの

新規路線導入の検討にあたりましては、地形状況や公共施設の配置状況、既存バス路線との競合性などに加え、事業採算性の確保が重要な要素となりますので、慎重な検討が必要と考えております。

また、区では、

これまでもコミュニティバスに限らず、バス事業者に対して、既存バス路線の経路追加や、将来の道路ネットワークを視野に入れた、路線検討などの申し入れを行っております。

【次ページに続く】

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

【前ページより続く】

将来、補助八十六号線などの

都市計画道路の整備が進み、

道路ネットワークの形成が図られることにより、

新たなバス路線などが想定されるため、

西が丘、赤羽西地域の交通利便性は、

より一層向上すると考えております。

また、現行料金につきましては

平成二十年の運行以降、

どなたでも利用しやすくするため

一律百円の運行料金を設定しており、

ご利用される皆さまにも

ご理解をいただいております。

今後、コミュニティバスを新規に導入する場合は、

運行料金も併せて検討させていただきます。